

第3回 犯罪被害給付制度に関する有識者検討会（議事概要）

1 日時

平成29年5月19日（金）午後4時から午後6時まで

2 場所

警察庁第5会議室

3 出席者

（有識者）

川出 敏裕	東京大学大学院法学政治学研究科教授
菊池 馨実	早稲田大学法学学術院教授
黒澤 正和	公益財団法人犯罪被害救援基金専務理事
橋本 博之	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
渡邊 保	犯罪被害者遺族

（警察庁）

西川 直哉	警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）
坂口 拓也	警察庁長官官房給与厚生課長
小堀 龍一郎	警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室長

4 概要

事務局から、第3回の検討事項である「親族間犯罪被害に係る給付金の在り方」に関し、資料1に沿って調査結果について、資料2及び3に沿って現行制度における親族間犯罪の取扱いについて、それぞれ説明がなされた後、具体の事例を想定し、犯罪被害者が生存しており、本人に対して支給することとなる場合の支給の在り方について議論がなされたところ、各構成員からの主な発言は以下のとおり。

○事件後も同居を継続している場合や家族関係が続いている場合には、不支給でよいと思う。

○事件後も同居を継続している場合に犯罪被害者に給付金を支給すると、事実上、加害者側に給付金が渡り、加害者を利する可能性があるため、不支給でよいのではないか。

○心神喪失の状態にある親族によっていきなり襲われた場合については、親族関係を見ずに、全額支給でもよいのではないか。

○加害者が心神喪失の状態にある場合、実質的に不慮の事案と思われることから、全額支給してもよいのではないか。

○被害者が加害者の姻族の事例において、配偶者が既に死亡し、姻族関係を終了しようと思えばできたというような状況である場合には、「三親等内の親族」の中から別のカテゴリーに別立てできるのではないかという議論もあるが、姻族関係であっても多

様な関係があり、加害者と近い関係もあれば、そうでない関係もある中で、客観的な基準をつくることは難しいのではないか。また、当局が家族の中に入って、個々の親族関係の状況をどこまで事実認定できるかという問題もある。

- 三親等内の親族から別のカテゴリーに括り出すに当たっても、これまでは犯罪行為時に親族関係が破綻しているか否かに着目してきたが、破綻にまでは至っていないケースで親疎の程度を調査して認定するということができるかどうかについては、現実的には無理であろう。
- 加害者が心神喪失状態である場合には、犯罪の背景事情の大部分が親族関係にはないという理由で全額支給するというにすると、加害者と被害者の親族関係が事実上破綻している場合も同様に、全額支給ということになるのではないか。
- 現行の「特段の事情」は1/3 プラスだけだが、改正の仕方として、特段の事情を複数設けて全額支給するという建て付けも考えられるが、特段の事情による加算という形をとらないで、親族関係は見ないという制度にする方法もあると思う。
- 叔父が加害者、甥が被害者の事例において、日常的な交流がほとんどなく、被害者がトラブルに巻き込まれたにすぎないと認められる場合には、親族間であることが背景事情にほとんどないという理由で、全額支給してもよいという割り切りがあるのではないか。
- 未成年者が被害者の場合で、弱い立場にある者がたまたま被害に遭うものについては、全額支給が合理的ではないか。
- 全額支給を認める場合においても、心神喪失の状態にある者による事例は、心神喪失という点を捉え、スタートラインを変える方が合理的で、日常的に交流のない叔父と甥の間の事例は、全額支給までいけないということが問題なので、全額支給までの道をつくるという解決の仕方になると思う。
- 配偶者間の事件において、事件後に犯罪被害者が離婚したら支給するとした場合、加害者に還流する可能性はないが、離婚を助長する形にならないかという考慮が必要ではないか。
- 離婚したから支給する、離婚しないと支給しないとすると、形だけでも離婚しようというのが出てくるのではないか。
- 離婚をしたかどうかの一事をもって決めるということではないが、離婚の実態、それから離婚後の生活状況とか、そういったものを総合的に判断して、離婚したことも一つの要素として実態を見た上で給付してもよいのではないか。

- 犯給制度は、加害者に資力がなく損害賠償ができないので、公的な給付金を支給するというものだが、犯罪行為直前まで加害者と被害者が夫婦として同じ財布で生活していた場合に、その財布にお金がないからといって、税金を使って公的給付をすることに社会的な理解が得られるか疑問が残る。
- もともと犯給制度の趣旨は、不慮の重大な犯罪に対する精神的な慰謝も含めた給付であり、犯罪直前まで一緒にいた者が何かの拍子に被害を受けたという事件とは分けて考えてもいいのではないか。
- 離婚することにより親族関係が切れるというのは、犯罪後の事情なので、そのことを支給するか否かの考慮要素とするのは、現在の制度の基本的な枠組みを前提とすると説明が難しいのではないか。
- 犯罪そのものの関係から離れて、事件後の生活状況が変わったからこれを支えようというのは、この制度の趣旨とは別の話ではないか。
- 事後的に親族関係が切れたという事情ではなく、夫婦間のDV事案という点に着目して支給するか否かを判断する方法もあるが、DV事案については、DVが継続していたということが外向きに示されていないと、認定は難しい気がする。今は保護命令まで要求しているが、そこまでは求めないまでも、公的機関への相談等がなく、全く表面的に出てきていないものについてまで全部DVと認めるとなると、社会常識とは違う結論になるかもしれない。
- 事件前にDVがあったというのは、警察に届け出るだけでなく、近所の人が目撃したとか、よく治療を受けていたとか、そういう方法でも認定できると思う。他方で、本人の申立てだけであれば、嘘を言っている場合もある。
- 児童虐待や高齢者虐待については、公的な命令が出されたかどうかではなく、警察で虐待の有無を認定していることと同様に考えれば、どの程度のDVを必要とするかという問題はあるが、保護命令が出された場合に限って特別な扱いをする必要は必ずしもないのではないか。
- 現行においても、犯罪行為時に離婚しようとしていたことが外形的に窺われるなど、加害者と被害者の親族関係が事実上破綻していれば、全部又は一部を支給できるようにしているが、そこには至らないようなメルクマールを見つけ出し、線引きする可能性はあるだろうか。
- 夫婦喧嘩が絶えず、子どもが別れるように言ったが、離れず、大きな事件に至ってしまった事例もある。
- かわいそうだから支給するというのは難しい。親族関係が支配・従属という関係があ

れば、支給するという広げ方はあるかもしれない。

- 親が未成年である子を無理心中に巻き込もうとしたような場合には、ある種の支配、被支配関係の中で、殺人未遂という被害に遭ってしまったところを実質的に考える必要がある。
- 本来的には親から保護されるべき対象の未成年者が、その親から被害を受けたという場合には、支給することとしても国民の支持は得られるだろう。この場合には、未成年者である被害者に責任はないということと、未成年者は本来は保護されるべき対象であるということの両面から、それが受けた被害について救済を図るべきといえるのではないか。
- 先般の改正の際には、別居の場合と異なり、同居の兄弟姉妹間の事案では、兄弟姉妹間のしがらみから犯罪が起きているような場合が多いという調査結果が、両者を区別して扱う根拠とされていた。今回、同居の兄弟姉妹を原則不支給の類型から外して、別居の兄弟姉妹と同様に一部支給の類型に移すというのであれば、その時の説明との整合性を考える必要がある。その点からは、同居の兄弟姉妹は、夫婦や直系血族とは異なるという点に着目すべきではないか。
- 兄弟姉妹について、同居か別居かで異なる考慮を加えるのはいかなるものかという気がする。
- 支給範囲を拡大する方向で考えるのであれば、兄弟姉妹については、犯罪行為時の同居・別居の別を問わず、一部支給の類型にし、その上で加害者を利するおそれがあるかどうかを見るというのも、一つの考え方だと思う。生活保護の分野においても、夫婦と直系血族はまさに親族扶養優先が妥当とするが、兄弟姉妹については、それと区別して考えるべきではないかという考え方も有力にある。
- 同居・別居の個別事情は減額する要素で加味すればよいのではないか。原則のところでは、同居だったら不支給、別居だったら一部支給と分けるというのは、あまり合理性がない。
- 行政手続法上、給付金の支給は、申請に対する処分であり、審査基準を相当しかりつくっておかないといけない。